

業務計画書（泉大津市第3次環境基本計画）

令4年8月

1 業務の目的

泉大津市では、令和2年6月5日に「気候非常事態宣言」及び同月17日に「ゼロカーボンシティ」を表明した。本業務では、本市における2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すため、泉大津市環境基本条例に基づき、平成24年3月に策定した「泉大津市第2次環境基本計画」が令和3（2021）年度に終了することから、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和3年度に実施した「泉大津市再生可能エネルギー導入口一ドマップ及び第3次環境基本計画策定業務委託」及び令和4年度策定予定の「泉大津市再生可能エネルギー導入口一ドマップ策定業務」の内容等を踏まえ、「泉大津市第3次環境基本計画」及び「泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））」を策定することを目的とする。

2 業務内容：泉大津市第3次環境基本計画策定業務

（1）計画案の作成

業務の目的、令和3年度に実施した庁内ヒアリング及び審議会等における議論を踏まえ、目標設定、取組等について検討し、計画案を作成する。

- ・ 泉大津市第3次環境基本計画
- ・ 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））

（2）パブリックコメントの実施

「泉大津市第3次環境基本計画」及び「泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））」に関して、パブリックコメントを実施するため、公開用資料の作成、市民の意見への対応案・計画の修正案を作成する。

- ・ 泉大津市第3次環境基本計画
- ・ 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））

（3）報告書の作成

上記までの内容をとりまとめ、審議会の承認を得て以下を作成する。

- ① 泉大津市第3次環境基本計画
- ② 泉大津市第3次環境基本計画（概要版）
- ③ 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））
- ④ 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画（地方公共団体実行計画（区域施策編））
(概要版)